

FIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証 及び持続可能性確認に係る経過措置について

令和3年12月
資源エネルギー庁

バイオマス持続可能性WGにおける主な論点

- 本WGでは、2018年度から **合法性・持続可能性の確保に有効と考えられる「第三者認証」のあり方**について検討・具体化。2020年度からは追加項目として、「**食料競合**」、「**ライフサイクルGHG**」について検討中。
- これまでの検討結果と今後の主な論点は以下のとおり。

持続可能性基準	<ul style="list-style-type: none">・FIT制度における持続可能性基準を具体化。 環境 ・ 土地利用変化への配慮、生物多様性保全 等 社会・労働 ・ 労働者の権利保護、児童労働規制 等 ガバナンス ・ 法令遵守、適切な情報公開 等 その他 ・ サプライチェーン上の分別管理、認証の第三者性の担保 等・FIT認定に利用可能な第三者認証としてRSPO、RSB、GGLを認定。・2021年度は、MSPO、ISCC、農産資源認証協議会をヒアリング。年内に結論を得て、今年度中の算定委への報告を目指す。【→本日のWGで詳細を議論】
食料競合	<ul style="list-style-type: none">・非可食かつ副産物のバイオマス種を食料競合の懸念がないものと整理済み。・可食のバイオマス種及び主産物については、海外における議論の経過も注視しつつ、我が国においても、必要に応じて、FIT制度上の扱いを検討。
ライフサイクルGHG	<ul style="list-style-type: none">・第6回WGにおいて、ライフサイクルGHGの基準における大きな論点は、①算定式、②排出量の基準、③確認方法の3つと整理した。・①算定式は概ね整理済。今年度中の算定委に報告予定。・②排出量の基準については、削減率の水準の検討が必要。年内に結論を得て、今年度中の算定委への報告を目指す。・③確認方法については、確認スキーム（第三者認証等）の検討と既定値の作成が必要。制度設計には詳細の議論が必要であるため、年内に検討の方向性を議論し、検討スケジュールを含めて今年度中の算定委への報告を目指す。

第11回WG等での主な御指摘

<ISCCについて>

- 燃料種を明記した方が、事業者側及び確認する側にとっても望ましい。特にPKSを念頭としているとのことだがSolidかLiquidか明確にした方が良い。（第11回WG後に提出された基準において、対象バイオマスはPKS、パームトランクのみとすることを明確化）

<MSPOについて>

- 基準がパート2-1,2-2,3-1,3-2に分かれているが、それぞれのパートごとに承認するのか、一括に承認するのか。（事務局より、パートごとを確認する旨回答）
- 森林の開発について2019年12月31日以降に転換がないことを基準としているが、この点の経緯について教えて頂きたい。（MPOCCより、古い農園の農家にあまり負担がかからないようにすること等を念頭にステークホルダーと議論した結果である旨回答）

<一般社団法人農産資源認証協議会について>

- ガバナンスの独立性、第三者性をどう組み立てるか、継続的に組織的にどう担保されるのか、どう保障されるかという点を明確にして欲しい。どのような条件があれば組織的・制度的にクリアしていると言えるのかは重要。事務局への御願いになるが、この点はむしろ国として定めるべきではないか。（第13回WGにおいて、FIT制度で求める第三者認証スキームの中立性の担保に関する基準を議論）
- サプライチェーン上の分別管理の担保について、「サンプルチェックが10%以上で実施」とする基準に関して検討が必要ではないか。（その後、農産資源認証協議会から、当該基準を修正した基準を受領）

本日の論点

- 第11回WGでの御指摘を踏まえ、第13回WGにおいて第三者認証スキームの中立性の担保として求めるべき要件を以下の2点と整理した。
 - ①FIT制度の持続可能性基準における認定機関はISO17011に適合していることが確認されたものであり、
 - ②認定機関においてISO17011に適合した、第三者認証スキームの認証を行う認定機関の認定スキームが整備されていること
- 上記に基づき第三者認証スキームの中立性の担保に関する基準を満たすかについての確認も含め、FIT制度において求める持続可能性を確認できる第三者認証への追加について御議論いただきたい。
- 加えて、第71回調達価格等算定委員会において業界団体から言及のあった、持続可能性確認に係る経過措置の延長について、御議論いただきたい。

FIT制度が求める持続可能性基準

FIT制度が求める持続可能性の評価基準

- 第13回WGの議論を踏まえ、持続可能性の評価基準として、「第三者認証スキームの中立性」について満たすべき項目を以下のとおり追加する。
- FIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証スキームとして既に承認済みのRSPO、RSB、GGLについては、第13回WG資料のとおり、新たに追加した項目を満たすことを確認済。

担保すべき事項		評価基準 (RSPO2013を元に作成)
環境	土地利用変化への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。 ■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地使用权の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明すること。
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。
ガバナンス	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。
	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。
サプライチェーン上の分別管理の担保		■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。
認証における第三者性の担保		<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。 ■ 【新たに追加】認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。

【参考】既存の第三者認証スキームの対応状況

第13回WG資料2（2021年11月22日）より抜粋

既存の第三者認証スキームのISO17011への適合状況

- 現時点でFIT制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証スキーム（RSPO、RSB、GGL）における、認定機関のISO17011への適合の状況は以下のとおり。
- いずれの第三者認証スキームについても①認定機関がISO17011に適合する者であること、②同規格に基づいた認証機関の認定スキームが整備されていること、が確認できた。

第三者認証	認定機関のISO17011への適合状況
RSPO2013	<ul style="list-style-type: none">● 認定機関はASI（Assurance Services International）● ASIはISO17011に適合
RSB	<ul style="list-style-type: none">● 同上
GGL	<ul style="list-style-type: none">● 国際認定フォーラム（IAF）メンバー又は欧州認定協力機構（European co-operation for Accreditation）と二者協定を結んだ認定機関が認定を行う。● IAFメンバーは全てISO17011に適合している。欧州認定協力機構と二者協定を結んだ認定機関はISO17011に相当する基準を満たす。● 実態としては、オランダの認定機関RVAが認定を実施しており、RVAはISO17011に適合

**FIT制度が求める持続可能性基準を確認できる
第三者認証**

ISCCに係る確認結果

<2020年度の確認対象>

- 2つの基準の提案があり、これらについて確認を行った。
 - 固体バイオマスを対象とするISCC Solid Biomass Japan（2020年9月策定）
 - パーム油を対象とするISCC Sustainable Palm Oil Japan（2020年9月策定）

<2021年度の確認対象>

- 2020年度に確認した基準とは別の固体バイオマスを対象とするISCC Japan FIT Systemの提案があり、当該基準の確認を行った。

<主な確認結果>

- ISCC Japan FIT Principles and Criteriaにおいて、2020年度は確認できなかった下記について確認でき、評価基準を満たしていると考えられる。
 - 加工工程において、温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実施されなければならない。
- 第11回WG後に提出された基準では、対象バイオマスをPKS、パームトランクのみとすることが明確化されていることを確認した。
- 第三者認証スキームの中立性の担保を確認するための新たな項目については、ISO17011に適合するAmerican National Standards Institute (ANSI)による認定スキームが整備されていることから、要件を満たす。

<その他>

- 基準のステータス： 2021年11月パブリックコメントを開始したと連絡を受けている。
(<https://www.iscc-system.org/stakeholders/public-consultation/2021年11月8日閲覧>)

【参考】ISCCに関する評価

担保すべき事項		評価基準	適用の 必要性	○：基準を満たすもの 一：基準を満たすことが確認で きなかったもの バーム油対象外
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	
			加工	○
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。	栽培	
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	
			加工	○
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	
			加工	○
労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培		
加工	○			
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること	栽培	
			加工	○
認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○	
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	
	■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	全体	○	

MSPOに係る確認結果

<2020年度の検討>

- 対象バイオマス種はパーム油、PKS、EFB、パームトランクであり、認証は下記のとおり。
 - MS 2530-2:2013 (MSPO Part2) : 独立した小規模農園 (※1) 向けの規定
(※1) 40.46ヘクタール未満のパーム油農場を所有するまたは賃借、自分自身にて管理する個人農家
 - MS 2530-3:2013 (MSPO Part3) : 組織化された小規模農園(※2)及びパーム油プランテーション(※3)向けの規定
(※2) 40.46ヘクタール未満のパーム油農場を所有する又は賃借しながらも、かかる農場はFELDA等の政府または国家機関が管理している個人農家
(※3) 40.46ヘクタール超のパーム油農場を所有し、かつ個人、栽培者または企業が管理経営するプランテーション
 - MS 2530-4:2013 (MSPO Part4) : パーム油搾油所向けの規定

<2021年度の確認対象>

- Part2及びPart3が2つに分割された下記について確認を行った。
 - MS 2530-2-1:20XX (MSPO Part2-1) : 独立した小規模農園 (※4) 向けの規定 (※4) 40.46ヘクタール未満
 - MS 2530-2-2:20XX (MSPO Part2-2) : 組織化された小規模農園 (※5) 向けの規定 (※5) 40.46ヘクタール以上
 - MS 2530-3-1:20XX (MSPO Part3-1) : 小規模なパーム油プランテーション向け (※6) 向けの規定
(※6) 40.46ヘクタール以上500ヘクタール未満
 - MS 2530-3-2:20XX (MSPO Part3-2) : 大規模なパーム油プランテーション向け (※7) 向けの規定
(※7) 500ヘクタール以上
 - MS 2530-4-1:20XX (MSPO Part4-1) : パーム油搾油所向けの規定

<主な確認結果>

- 土地利用変化への配慮が不十分、泥炭地の保全については現地法での要求事項について具体的に確認が必要ではないか。(次項参照)
- サプライチェーンの扱いについては更に議論が必要であるものと判断された。(次々項参照)
- 第三者認証スキームの中立性の担保を確認するための新たな項目に関しては、ISO17011に適合する Standards Malaysiaによる認定スキームが整備されていることから要件を満たす。

<その他>

- 基準のステータス：2022年1月に基準の確定が予定されている。

MSPOにおける土地利用変化への配慮について

- 第11回WGにおける発表等に基づく、MSPOにおいて求めている土地利用変化への配慮についての要求事項は以下のとおり。
- 評価に記述のとおり、現状のMSPOにおける要求事項は、持続可能性基準のうち土地利用変化への配慮について確認できないものとしてはどうか。

MSPOにおける土地利用変化への配慮についての確認結果

評価基準	確認結果	評価
土地利用変化への配慮 天然林の保全	● 基準日を2019年12月31日に設定している。	－ ● RSPO2013において2005年を求めているところ、2019年12月はあまりに違いが大きい。
土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	● 新規植林は、現地の法律で許可されていない限り避けるものとしている。	－ ● 「現地の法律」の内容や変更によって泥炭地の保全が守られない可能性があるため、「現地の法律」の内容を明確にするべき。

MSPOにおけるサプライチェーン上の分別管理の担保について

- MSPOでは、パーム油およびパーム油製品を対象としたCoC基準として、Supply Chain Certification Standard (MSPO SCCS)が整備されている。2020年度の評価結果において、同基準はFITで求める持続可能性基準を確認できるものと評価済。
- 他方、第11回WGにおける発表において、パーム油以外のバイオマス（PKS、パームトランク）に対するCoC基準は開発中であり、2022年6月に完成する予定との説明があった。
- このため、現状のMSPOにおける要求事項は、持続可能性基準のうちサプライチェーン上の分別管理の担保について、パーム油は確認が可能、PKS・パームトランクは現時点では確認できないものとしてはどうか。

MSPOにおけるサプライチェーン上の分別管理の担保についての確認結果

評価基準	確認結果	評価	
サプライチェーン上の分別管理の担保	● パーム油、パーム油製品については昨年度MSPO SCCSを確認済。	○	● 昨年度の評価と同じ。
	● PKS、パームトランクについてはCoC基準を開発中。	—	● 現時点においてはCoC基準が開発中のため、FITが求める持続可能性基準に対する要求事項への適合性の確認は不可能。

【参考】MSPOに関する評価

担保すべき事項		評価基準	適用の 必要性	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確認できなかったもの				
				Part2-1	Part2-2	Part3-1	Part3-2	Part4-1
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	—	—	—	—	/
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	加工	—	—	—	—	
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	○	○	○	○	○
			加工	/				○
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	○	○	○	○	
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。	栽培	○	○	○	○	/
			加工	/				
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	○	○	○	○	/
	加工	/				○		
業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	○	○	○	○	/	
		加工	/					○
労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	○	○	○	○	/	
		加工	/					○
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	○	○	○	○	/
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	○	○	○	○	
			加工	/				○
認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	○	○	○	○	
		■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	パーム油	○	○	○	○	○
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	○	○	○	○	
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	全体	○	○	○	○	○
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	PKS等	/				—※	
		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	○	○	○	○
認証における第三者性の担保	■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	全体	○	○	○	○	○	
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	全体	○	○	○	○	○

農産資源認証協議会の認証制度に係る確認結果

<2020年度の確認対象>

- PKS第三者認証創設準備委員会が検討中の規格基準について確認を行った。

<2021年度の確認対象>

- 「農産資源認証協議会」と協議会の名称が変更され、基準についても大幅に変更された提案があった。

<主な確認結果>

- 2020年度に十分に確認を行うことができなかった以下の点について、確認が取れた。
 - 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度のとどめるように実行していることが確認されているか。
 - 事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることを証明することが確認されているか。
 - 児童労働及び強制労働がないことを証明することが確認されているか。
 - 労働者の健康と安全を確保することが確認されているか。
 - 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されることが確認されているか。
 - 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されることが確認されているか。
- 上記のとおり、FIT制度が求める持続可能性を確認できる基準となっていることは確認できた。一方、第三者認証スキームの中立性の担保を確認するための新たな項目については、農産資源認証協議会から認定機関による認定スキームの整備は途上であるとの説明があったため（次項参照）、ISO17011に適合した認定スキームが整備されたことが確認できれば、新たな第三者認証として追加することは可能と考えられる。したがって、今後の認定スキームの整備状況を確認することとしてはどうか。

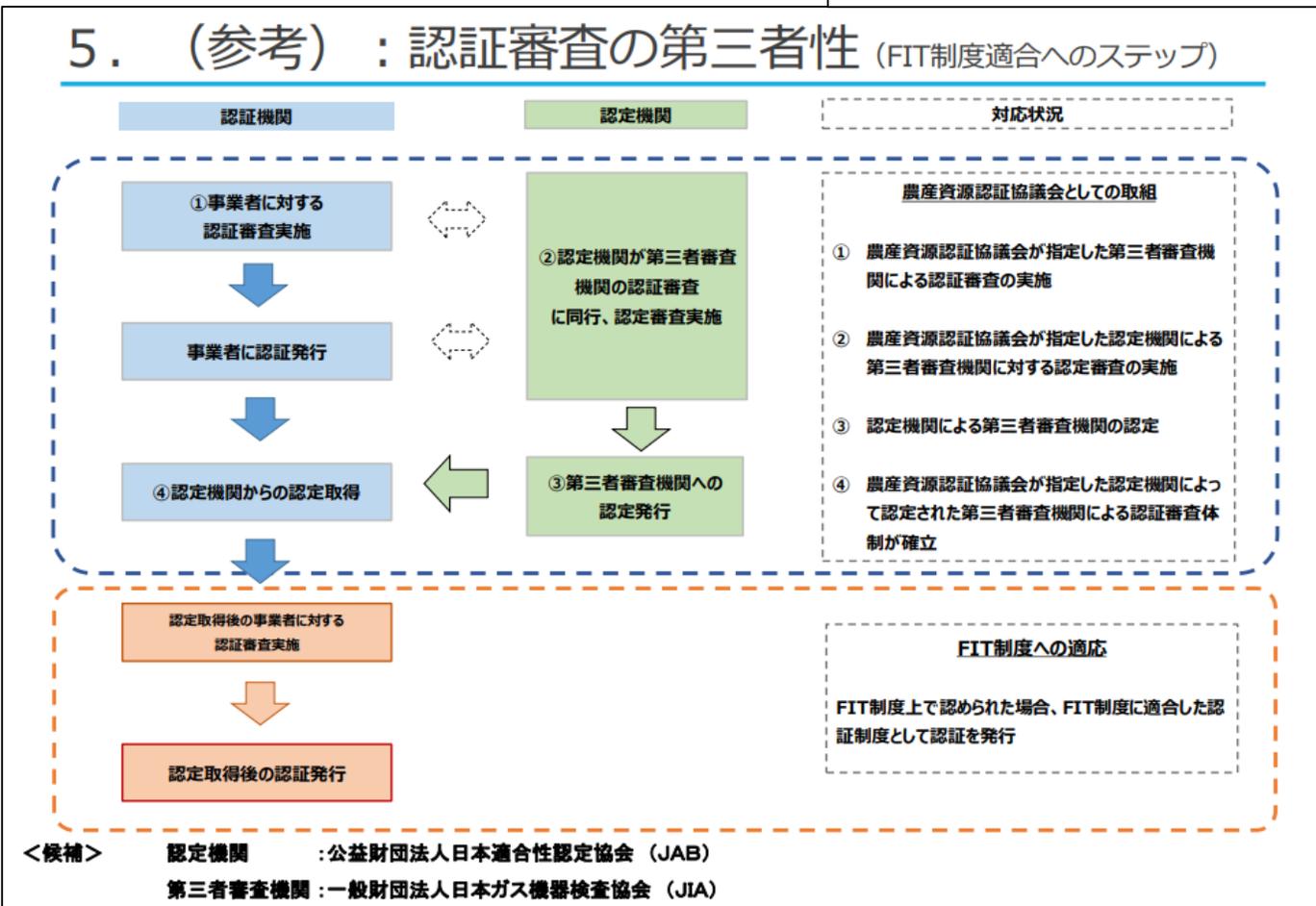
<その他>

- 第11回WGにおいて指摘があったNGO等が問合せを行う窓口に関しては、日本語のウェブサイト上で存在を確認できた。また、英文サイトも公開されていることを確認した。（次々項参照）
- サプライチェーン上の分別管理の担保について、委員による追加の確認により、「サンプルチェックが10%以上で実施」とする記述に関して要検討と判断され、フィードバックを行ったところ、農産資源認証協議会から、当該基準を修正した基準を受領した。

農産資源認証協議会の認証制度における第三者認証スキームの 中立性の担保について

- 第11回WGにおける農産資源認証協議会の認証制度における認定プロセスに関する説明は以下のとおり。
- 認定機関としてISO17011に適合する公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）が想定されているが、認定機関による認定スキームの構築は今後行われる予定。

第11回WG資料4（2021年8月6日）より抜粋



【参考】農産資源認証協議会によるウェブサイトの運営状況

- 第11回WGにおいて指摘のあったNPO等が問合せ可能な窓口について、農産資源認証協議会によるウェブサイトについて確認を行ったところ、以下に示すとおり、ウェブサイトを通じた意見の投稿窓口が設置されていることが確認された。
- また、農産資源認証協議会の英文ウェブサイトが公開されていることを確認した。

農産資源認証協議会によるウェブサイトにおける意見投稿窓口

一般社団法人農産資源認証協議会(ARC)

ホーム
home

委員会概要
About

一般社団法人農産資源認証協議会(ARC) 設立趣旨

オイルパーム (oil palm) は、果肉や種子から採れる油脂を目的として、インドネシアおよびマレーシアを中心に大規模な栽培が行われている商業作物です。PKS (Palm Kernel Shell) は、パームからの搾油の過程で生まれる副産物の1つであり、パーム果実1トン当たり60~100キログラムが発生すると言われています。

PKSは発熱量が高いことから、近年バイオマスエネルギーの1つとして注目されており、日本のバイオマス発電を支える主要燃料となっています。

PKSを輸入・使用している私たちには、サプライチェーン各段階の関係者から挙げられる様々な疑義 (PKSの供給連鎖における順法性、持続可能性およびトレーサビリティ) に対し、積極的に解決策を模索し対応してゆく社会的責務があると考えております。

その責務を果たすため、私たちPKSの持続可能性に関心を寄せる国内の発電事業者および商社は、持続可能なPKSの取引を実現する第三者認証制度の創設を企図し、この度「PKS第三者認証創設準備委員会」(5月を目処に農産資源認証協議会に改組)を設立いたしました。

[ご意見はこちらから](#)

農産資源認証協議会の英文ウェブサイト

Agricultural Resource Certification Council(ARC)



Aiming for Environmentally and People-Friendly Use of Agricultural Resources

Aiming for Environmentally and People-Friendly Use of Agricultural Resources

Site menu

- Opinion solicitation
- Greeting
- Council outline
- About the advisory board (third-party committee)
- Standards
- Enrollment guidance
- Public comments recruitment

Agricultural products are a blessing of nature. The concept of cascade utilization is essential to utilize all of them as resources without throwing them away.

The Agricultural Resource Certification Council (ARC) was established to ensure that crop residues and by-products, which are part of nature's bounty, can be used with peace of mind while taking into consideration various issues such as sustainability and biodiversity.

The first step in this activity is the third-party certification system for PKS (Palm Kernel Shell).

Have you ever heard of the oil palm crop? Palm oil is grown mainly in

出所) <https://arc2021.jp/> (2021年12月17日閲覧)

【参考】農産資源認証協議会の認証制度に関する評価

担保すべき事項		評価基準	適用の 必要性	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確 認できなかったもの PKS
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	
			加工	○
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培		
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地使用权の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明すること。	栽培	
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	加工	○
			栽培	
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	加工	○
			栽培	
労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	加工	○	
		栽培		
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	加工	○
			栽培	
認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	
サプライチェーン上の分別管理の担保		■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○
認証における第三者性の担保		■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	全体	—

新第三者認証スキームの追加に係る評価結果

- 前述の確認結果を踏まえ、持続可能性を確認できる第三者認証スキームとしてISCCを新たに追加することとする。

担保すべき事項		評価基準 (RSPO2013を元に作成)	適用の 必要性	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確認できなかったもの							農産資源認証協 会の認証制度	
				RSPO	ISCC	MSPO						PKS
				2013	JapanFit	Part2-1	Part2-2	Part3-1	Part3-2	Part4-1		
				パーム油	PKSパーム トランク	パーム油						
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	○	/	-	-	-	-	/	/	
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	○	/	-	-	-	-	/	/	
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	○	/	○	○	○	○	/	/	
			加工	○	○						○	○
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	○	○	○	○	○	○	/	/	
		加工	○	○						○	○	
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原・事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。	栽培	○	/	○	○	○	○	/	/	
			加工	○	○						○	○
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	○	/	○	○	○	○	/	/	
			加工	○	○						○	○
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	○	/	○	○	○	○	/	/	
			加工	○	○						○	○
労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	○	/	○	○	○	○	/	/		
		加工	○	○						○	○	
ガバナンス	法令遵守 (日本国内以外)	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	○	/	○	○	○	○	/	/	
			加工	○	○						○	○
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	○	/	○	○	○	○	/	/	
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	
			全体	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認証における第三者性の担保	■ 認定機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認定機関の認定スキームが整備されていること	全体	○	○	○	○	○	○	○	○	
			全体	○	○	○	○	○	○	○	○	-

持続可能性確認に係る経過措置について

経過措置に係るこれまでの判断

- 昨年度の第9回WG及びその後の調達価格等算定委員会において、パーム油、PKS及びパームトランクに関する持続可能性確認に係る経過措置をそれぞれ**1年間延長**。
- 具体的には、**パーム油については**、持続可能性の確保に関する事業者の自主的取組を行い、取組の内容及び燃料調達元の農園の情報を自社のホームページ等で情報開示することを条件として、**2022年3月31日までその確認を猶予**。
- 同様に**PKS、パームトランクについては**、持続可能性の確保に関する事業者の自主的取組を行い、取組の内容及び農園等の燃料発生地点の情報を自社のホームページ等で情報開示することを条件として、**2023年3月31日までその確認を猶予**。

認証取得の状況

- 第71回調達価格等算定委員会において、業界から以下の要望があった。
 - 基準を満たすパーム油燃料調達が困難な状況になった。経過措置の期間が設定されたが、厳しい状況は改善されておらず、むしろ事業環境は悪化している。
(一般社団法人 環境・エネルギー事業支援協会)
 - 昨年の当委員会において、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み1年間の猶予期間延長のご判断をいただいたが、その後1年間はPKS原産地における新型コロナウイルス感染症の深刻な影響が継続してきた状況を踏まえ、さらなる猶予期間の延長を要望したい。
(一般社団法人 バイオマス発電事業者協会)
- 事務局にて、パーム油を対象とした認証（RSPO）に関して確認を行ったところ以下のとおり。
 - インドネシア、マレーシアの新規P&C認証件数は2019年から現在にかけ減少。（次項参照）
 - RSPOは、2020年8月に、Contingency RSPO Audit Procedureとして、コロナ禍における認証方法を整理。新規の認証に関しては、引き続き現地訪問による監査を必須としており、新規のRSPO認証を得るために必要な期間はコロナ禍前よりもやや長く、少なくとも1年程度となっている。
 - 他方 Contingency RSPO Audit Procedureでは、Audit Facilitatorと呼ばれる必ずしも審査の資格を有さない現地在住者による現地訪問を許容しており、コロナ禍においても認証取得が進むような手順が用意されている。
- 同様にPKS・パームトランクを対象としたRSB・GGLの認証に関して確認を行ったところ、結果は以下のとおり。
 - 2019年に比較して2020年に認証取得が停滞したケースもあるものの、2021年には認証数が増加。（次項参照）
 - 搾油工場の監査には、搾油工場側の関係書類の取得・申請書類の準備に数か月、申請から審査まで最低2か月、審査実施から認証までに4~6か月程度の期間が必要であり、監査人1人あたりに年間で監査できるのは1件程度。
 - 審査体制の拡充を計画しており、審査員数に応じた15件/年程度の認証を行える見込み。

【参考】各第三者認証スキームにおける認証の進展

各第三者認証スキームにおける認証状況 ※FIT制度以外も含む

第三者認証	2019年	2020年	2021年 ※2021年12月17日時点
RSPO (P&C新規認証数)	インドネシア:27件 マレーシア:19件	インドネシア:17件 マレーシア:5件	インドネシア:9件 マレーシア:2件
RSB	4件の認証	10件の認証	19件の認証 (FIT制度関連認証5件)
GGL	6件の認証	4件の認証	23件の認証 (FIT制度関連認証11件)

出所) RSPO: <https://rspo.org/impact>

RSB: <https://rsb.org/certification/rsb-certificates/>

GGL: <https://greengoldlabel.com/wp-content/uploads/2021/11/GGL-certificate-holders-November-2021-1.pdf>

経過措置の扱い

- 以上を踏まえ、持続可能性確認に係る経過措置は以下のとおりとするものとしてはどうか。

パーム油

- 移動制限や行動制限の継続により、引き続き認証の取得が進んでいない状況を踏まえ、持続可能性の確保に関する情報公開の履行徹底を求めたうえで、経過措置の期間を1年間延長し、2023年3月31日とすることとしてはどうか。
- 他方、2020年8月以来、審査の資格を有さない現地在住者による現地訪問を許容するなど、コロナ禍における認証の手引きが整備されており、今後こうした手法の活用により認証取得のペースが改善することが予想されることから、これ以上の経過措置の延長は原則として行わないことを条件としてはどうか。

PKS・パームトランク

- 事業者からの報告によると、現時点で、全サプライヤー約50件のうち40件程度が、監査準備中（監査資料の準備、監査申込み、監査対応中）の段階にあり、認証取得の意思があるが未取得となっている。監査体制の拡充により年間で15件程度の認証が行える見込みであることから、すべての認証を取得するまでには40件÷15件/年=2.5年程度を要し、現状では経過措置の期限である2023年3月31日までに全ての案件が認証を取得することは困難。
- 他方、上記の監査体制の拡充に加え、今年度の本WGの検討を踏まえ、新たな第三者認証スキームの追加も見込まれることから、今後、認証取得のペースが更に加速する可能性もある。
- こうした状況を踏まえ、経過措置の扱いは、今後の事業者による認証取得の加速化の取組及び認証体制の拡充を踏まえた認証の進捗や、持続可能性の確保に関する情報公開の状況等を踏まえ本WGにおいて改めて検証・検討することとしてはどうか。具体的には、2023年3月31日に経過措置の期間の終了を基本とするが、経過措置の期間終了後の事業者のビジネスへの影響も考慮し、現状の経過措置の期限に対して十分な準備時間を確保できる2022年夏頃を目途に本WGにおいて改めて検証を行うこととしてはどうか。

以下、参考資料

ISCC Japan FIT Systemについて

評価基準		RSPO 2013	ISCC Japan FIT Principles and Criteria	
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	<ul style="list-style-type: none"> 農園の開発にあたり、2005年11月以降に、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定されたHCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。(指標7.3.1) 	<残渣・廃棄物のため対象外>
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標7.4.1) 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。(指標7.4.2) 	<残渣・廃棄物のため対象外>
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス(GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。(5.6) 新たな農園開発は、GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。(7.8) 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスを含む大気汚染及び排出物の削減(3.2.19) ➤ 大気汚染と温室効果ガスの排出を最小限に抑えることは、計画の一部として実施されなければならない。 ➤ 即時要件
	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。(5.2) 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな作付けをしていない。(7.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の行為に対する環境影響評価(3.2.1) ➤ 新しい耕作地、新しい建物の環境影響、農村部の土地所有の再構築、排水システム、その他の建設やシステム(土地や土壌の特性、希少種や絶滅危惧種)敷地外の潜在的な汚染物質、近隣の間人居住地を含む)、水管理プロジェクト(水質汚染や水の利用可能性を含む)などの環境影響は、環境影響評価で評価され、可能な限り最小化される。(3.2.1)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Japan FIT Systemの比較（社会・労働）

評価基準		RSPO 2013	ISCC Japan FIT Principles and Criteria	
社会・労働	事業者による土地所有権の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の正当性(3.5.1) 事業者は、土地が合法的に使用されていること、伝統的・慣習的な土地の権利または保有が確保されていることを証明できなければならない。文書は、合法的な所有権またはリース、土地保有の歴史、および土地の実際の合法的な使用を示すものでなければならない。新規に土地を取得する場合には、自由意思に基づく事前・事後の合意(FPIC)が適用される。 	
	児童労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働及び強制労働がないことを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者側で児童労働がない(3.4.10) ➤ 最低年齢は、すべての地方・国の法律およびILO条約(第138号および182号)に準拠しなければならない。 ➤ 文書には、労働者の生年月日の記録と、雇用主が関連法規を認識していることを示す文書化された証拠を含める必要がある。 	
	強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働及び強制労働がないことを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者側で強制労働がない(3.4.9) ➤ ILO条約(第29号条約および第105号)に記載されるような強制労働、拘禁労働、非自発的労働の使用があってはならない。 ➤ 労働者は、IDカードやパスポートをシステムユーザーの管理者や第三者に渡すことを強制されてはならない。 	
	健康・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の健康と安全を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。(4.7) ➤ 農薬は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(4.6) 	<ul style="list-style-type: none"> すべての労働者は適切な健康と安全のトレーニングを受けている(3.3.3) ➤ 事業者は、リスクアセスメントの問題を含め、健康、安全、衛生に関する方針および計画が文書化されたものをもつ(3.3.4) ➤ 危険な活動に関連する制限が守られている(3.3.8)
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件の交渉のために労働組合と団体交渉が認められている(3.4.20) ➤ すべての労働者は、自ら選択した労働組合を設立・参加すること、または団体交渉を行うために自ら組織化することが自由である。 ➤ 労働者は、労働条件について組織化し、交渉する権利を有していなければならない。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Japan FIT Systemの比較 (ガバナンス)

評価基準		RSPO 2013	ISCC Japan FIT Principles and Criteria
ガバナンス	法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 法律および条約の遵守 (3.5.2) <ul style="list-style-type: none"> 適用されるすべての地方、地域、国の法律および批准された国際条約を認識し、遵守する。事業者は、適用される法律に従った責任を認識していることを示すことができる必要がある。適用される法律を遵守しなければならない。
	情報提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の提供・公開 (3.4.3) <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、関連するステークホルダーに対し、ISCC の要求事項に関連する法的、社会的、環境的問題について適切な情報を提供する。ISCC の要求事項に関連する法的、社会的、環境的な問題について、関連する利害関係者に適切な情報を提供する。 情報は適切な言語で表示され、利害関係者がアクセスできるものでなければならない。ステークホルダーがアクセスできるものでなければならない。
	認証の更新・取消	<ul style="list-style-type: none"> 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証は5年間有効、期限前に再評価を受けることが必要。 毎年の年次監査を受ける必要がある。 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消となる。

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)

ISCC Japan FIT_Principles and Criteria-Palm Kernel Shells and Palm Trunks、ISCC Japan FIT_System Document Palm Kernel Shells and Palm Trunks(2021年10月)

ISCC 201 System Basics Ver3.1 (2020)

ISCC 102 Governance Ver3.0 (2016)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Japan FIT Systemの比較 (サプライチェーン認証)

評価基準	RSPO 2013	ISCC Japan FIT Principles and Criteria
<p>サプライチェーンの担保</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。 	<p>IP SG MB B&C</p>	<p>IP SG</p>

(出所) ISCC Japan FIT_System Document Palm Kernel Shells and Palm Trunks (2021年10月)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Solid Biomass基準の比較 (認証審査の第三者性)

評価基準	RSPO 2013	ISCC Japan FIT Principles and Criteria
<p>認証における第三者性の担保</p>	<p>認証機関の認定プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関(Certification Body)は認定機関(Accreditation Body)により認定される。 ■ 認定機関はASI(Assurance Services International)。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 3.2 CB の承認または認定 ■ 認証機関(CB)は、管轄の国家公的機関によって承認されなければならない、また、製品認証システムを運営する機関に対する要求事項を定めた ISO/IEC 17065 に対して認定されなければならない。 ■ 3.3 国の公的機関及び認定機関 ■ 認定は、国際認定フォーラム(IAF)に加盟している国家認定機関、規則(EC)No.765/2008の第4条に言及されている機関、欧州認定協力機構(EA)と二国間協定を結んでいる機関認定機関が行わなければならない。実態としてはAmerican National Standards Institute (ANSI) が認定を実施。
	<p>認証付与の最終意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 認証機関が監査(audit)を行い、監査報告書を作成し独立した審査官(peer reviewer)に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。 ■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.5 監査を実施するための枠組みの確立 ■ 認証機関(CB)は、自身で枠組みを確立した方法で審査を実施する。その審査は二つあり、ひとつは認証機関による認証書の発行につながる認証審査、もう一つは先に認証されたシステムユーザのコンプライアンスを検証するためのサーベイランス審査である。 ■ 4.6 証明書の発行、終了および撤回 ■ 認証機関は、最新版のISCC認証テンプレートを用いて認証書を発行する。
	<p>第三者認証スキームの中立的・組織的な担保</p> <p>認定機関のISO17011への適合及びISO17011に適合した認定スキームの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ASI(Assurance Services International) ISO17011に適合。 ■ ASIの認定スキームに基づく認証機関の認定実績多数。

(出所) RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)

RSPOウェブサイト(https://rspo.org/certification/bodies)

ISCC Japan FIT_Principles and Criteria -Palm Kernel Shells and Palm Trunks、ISCC Japan FIT_System Document Palm Kernel Shells and Palm Trunks (2021年10月)

ISCC 103 Requirements for Certification Bodies and Auditors

MSPOについて

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2
			40.46ha未満の独立した小規模農園向け（MS 2530-2-1:20XX）	40.6ha未満の組織化された小規模農園向け（MS 2530-2-2:20XX）
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	<ul style="list-style-type: none"> 農園の開発にあたり、2005年11月以降に、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 4.12 基準 2:新規植林 包括的なHCV、環境、社会的影響の評価は、新規植林に先立って行われ、管理計画は実施され、監視され、継続的に更新される。 慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意(FPIC)を得ずに、新たな植林を行わない。 4.1.21指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 2019年12月31日以降、自然林、保護区、保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。 b) 土壌の種類や地形に関する情報を更新すること 4.1.23指標3: 新規植林のためのHCVアセスメントは当局のガイドラインに沿って実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.12 基準 2:新規植林 包括的なHCV、環境、社会的影響の評価は、新規植林に先立って行われ、管理計画は実施され、監視され、継続的に更新される。 慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意(FPIC)を得ずに、新たな植林を行わない。 4.1.21指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 2019年12月31日以降、自然林、保護区、保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。 b) 土壌の種類や地形に関する情報を更新すること 4.1.24 指標4: 新規植林のためのHCVアセスメントは、当局のガイドラインに沿って実施される。
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 作付けを避けるべき区域を特定するため過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標7.4.1) 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。(指標7.4.2) 	<ul style="list-style-type: none"> 4.12 基準 2:新規植林 泥炭地、傾斜角が25°を越える地形/海拔が300mを越える土地、耕作限界の脆弱な土壌での新規植林は、現地の法律で許可されていない限り避ける。 4.1.21指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> c) 以下のような場所では、新たな植林を避けること。 <ul style="list-style-type: none"> i) 25°を超える急峻な地形。 ii) 海拔300mに位置する地域。 iii) 耕作限界の脆弱な土壌、および iv) 泥炭地。 4.1.33 指標3: 泥炭地の既存の植林は、MPOBガイドラインなどの受け入れ可能なガイドラインに従って管理されるものとする。 4.1.43 指標3: 泥炭地での再植林は、MPOBガイドラインなどの受け入れ可能なガイドラインに従って管理されるものとする。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2
			40.46ha以上500ha未満のパーム油プランテーション向け (MS2530-3-1:20XX)	500ha以上のパーム油プランテーション向け (MS 2530:PART3-2:20XX)
土地利用 変化への 配慮 天然林の 保全	<ul style="list-style-type: none"> 農園の開発にあたり、2005年11月以降に、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定された HCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。(指標 7.3.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 4.1.2 基準 2:新規植林 包括的なHCV、環境、社会的影響の評価は、新規植林に先立って行われ、管理計画は実施され、監視され、継続的に更新される。 慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意 (FPIC)を得ずに、新たな植林を行わない。 4.1.21指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施するものとする。 a) 2019年12月31日以降、自然林、保護区、保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。 b) 土壌の種類と地形に関する情報を更新すること 4.1.24 指標4: 新規植林のためのHCVアセスメントは、当局のガイドラインに沿って実施されるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.1.2 基準 2:新規植林 包括的なHCV、環境、社会的影響の評価は、新規植林に先立って行われ、管理計画は実施され、監視され、継続的に更新される。 慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意 (FPIC)を得ずに、新たな植林を行わない。 5.1.21指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施するものとする。 a) 2019年12月31日以降、自然林、保護区、保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。 b) 土壌の種類と地形に関する情報を更新すること 5.1.24指標4: 新規植林のためのHCVアセスメントは、当局のガイドラインに沿って実施されるものとする。
			<ul style="list-style-type: none"> 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 作付けを避けるべき区域を特定するため過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標 7.4.1) 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。(指標 7.4.2)
環境	土地利用 変化への 配慮 泥炭地の 保全			

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part4-1	
			パーム油搾油所向け（MS 2530:PART 4-1:20XX）	
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	<ul style="list-style-type: none"> 農園の開発にあたり、2005年11月以降に、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定された HCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。（指標 7.3.1） 	<ul style="list-style-type: none"> 5.1.2 基準 2:新規植林 包括的なHCV、環境、社会的影響の評価は、新規植林に先立って行われ、管理計画は実施され、監視され、継続的に更新される。 慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意（FPIC）を得ずに、新たな植林を行わない。 5.1.2.1 指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 2019年12月31日以降、天然林、保護区、保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。 b) 土地の所有権、および c) 当局の承認を得ること。 5.1.2.4 指標4:新規植林のためのHCVアセスメントは、当局のガイドラインに沿って実施されるものとする。
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 作付けを避けるべき区域を特定するため過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。（指標7.4.1） 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。（指標7.4.2） 	<ul style="list-style-type: none"> 5.1.2 基準 2:新規植林 泥炭地、傾斜角が25° を越える地形/海拔が300mを越える土地、耕作限界の脆弱な土壌での新規植林は、現地の法律で許可されていない限り避ける。 慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意（FPIC）を得ずに、新たな植林を行わない。 5.1.3.3 指標3:標準作業手順は適切に文書化され、一貫して 実施され、モニタリングされるものとする。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2
			40.46ha未満の独立した小規模農園向け（MS 2530-2-1:20XX）	40.6ha未満の組織化された小規模農園向け（MS 2530-2-2:20XX）
環境	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.5.3 基準3: 廃棄物の管理と処理 すべての廃棄物と汚染源を特定して文書化し、廃棄物管理計画を策定して実施する。 4.5.4 基準4: GHG排出量 バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、GHGの排出源、監視、削減計画を特定する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。 4.5.4.1 指標1: 独立した小規模農家は、GHG排出の種類を認識し、可能な限りGHG排出量の削減を奨励する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.5.3 基準3: 廃棄物の管理と処理 すべての廃棄物と汚染源を特定して文書化し、廃棄物管理計画を策定して実施する。 4.5.3.1 指標1: 汚染の防止と最小化のための廃棄物管理計画を策定して実施するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。 4.5.4 基準4: GHG排出量 バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、GHGの排出源、監視、削減計画を特定する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。 4.5.4.1 指標1: 組織は以下からのGHG排出源と削減源を特定するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 土地利用の変更 - 2019年12月31日以降。 b) 肥料の使用 c) 肥料・農業投入物・FFBの輸送。 d) エネルギーの使用、および e) 利用可能な場合は、作物の隔離および保全地域。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2	MSPO Part4-1
			40.46ha以上500ha未満のパーム油プランテーション向け (MS2530-3-1:20XX)	500ha以上のパーム油プランテーション向け (MS 2530:PART3-2:20XX)	パーム油搾油所向け (MS 2530:PART 4-1:20XX)
環境	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.5.3 基準3: 廃棄物の管理と処理 <ul style="list-style-type: none"> すべての廃棄物と汚染源を特定して文書化し、廃棄物管理計画を策定して実施する 4.5.3.1 指標1: 汚染の防止と最小化のための廃棄物管理計画を策定して実施するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。 4.5.4 基準4: GHG排出量 <ul style="list-style-type: none"> バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、GHGの排出源、監視、削減計画を特定する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。 4.5.4.1 指標1: 組織は以下からのGHG排出源と削減源を特定するものとする <ul style="list-style-type: none"> a) 土地利用の変更 - 2019年12月31日以降。 b) 肥料の使用 c) 肥料・農業投入物・FFBの輸送。 d) エネルギーの使用、および e) 利用可能な場合は、作物の隔離および保全地域。 4.5.4.2 指標2: GHG排出量のモニタリングは、当局のGHG計算機を使用し、削減計画を立てて実施する。 4.5.4.3 指標3: 必要に応じて、組織は以下の内容を当局に年次で報告する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 排出源。 b) 排出量、および c) エネルギー使用量と生産量 	<ul style="list-style-type: none"> 5.5.3 基準3: 廃棄物の管理と処理 <ul style="list-style-type: none"> すべての廃棄物と汚染源を特定して文書化し、廃棄物管理計画を策定して実施する。 4.5.3.1 指標1: 汚染の防止と最小化のための廃棄物管理計画を策定して実施するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。 5.5.4 基準4: GHG排出量 <ul style="list-style-type: none"> バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、GHGの排出源、監視、削減計画を特定する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。 5.5.4.1 指標1: 独立した小規模農家は、GHG排出の種類を認識し、可能な限りGHG排出量の削減を奨励する。 5.5.4.2 指標2: GHG排出量のモニタリングは、当局のGHG計算機を使用し、削減計画を立てて実施する。 5.5.4.3 指標3: 必要に応じて、組織は以下の内容を当局に年次で報告する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 排出源。 b) 排出量、および c) エネルギー使用量と生産量 	<ul style="list-style-type: none"> 5.5.3 基準3: 廃棄物の管理と処理 <ul style="list-style-type: none"> すべての廃棄物と汚染源を特定して文書化し、廃棄物管理計画を策定して実施する。 5.5.3.1 指標1: 汚染の防止と最小化のための廃棄物管理計画を策定して実施するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。 5.5.4 基準4: GHG排出量 <ul style="list-style-type: none"> バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、GHGの排出源、監視、削減計画を特定する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。 5.5.4.1 指標1: 組織は以下からのGHG排出源を特定するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a) 排水処理、および b) プロセス 5.5.4.2 指標2: GHG排出量のモニタリングは、当局のGHG計算機を使用し、削減計画を立てて実施する。 5.5.4.3 指標3: 必要に応じて、組織は以下の内容を当局に年次で報告する。 <ul style="list-style-type: none"> a) 排出源。 b) 排出量、および c) エネルギー使用量と生産量

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2
環境	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.1.2.1指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ a) 2019年12月31日以降、自然林、保護区、保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。 ■ 4.5.6 <ul style="list-style-type: none"> ■ 基準6: 生物多様性 ■ 植林地で情報が収集され、HCVのアプローチと関連する地方自治体の要求に従って、種や生息地の保護のために適切な措置が取られていること。 ■ 4.5.6.1 指標 1: 独立した小規模農家や労働者は、懸念される種や生息地について認識していること。保護主とその生息地の情報は、森林局、森林研究機関、野生生物局等の関連政府機関から入手しうる。注 ■ 4.5.6.2 指標2: 独立した小規模農家が、HCV地域の維持・保全の重要性についての研修を完了し、認識している。注 ■ 4.5.6.3 指標3: 独立した小規模農家が予防的手法を実施し、希少種、絶滅危惧種(RTE)やHCV地域を管理・維持している(該当する場合)。注 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.1.2.1指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ a) 2019年12月31日以降、自然林、保護区、保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。 ■ 4.5.6 <ul style="list-style-type: none"> ■ 基準6: 生物多様性 ■ 植林地で情報が収集され、HCVのアプローチと関連する地方自治体の要求に従って、種や生息地の保護のために適切な措置が取られていること。 ■ 4.5.6.1 指標1: 組織はステークホルダーとの関わりを通じて、小規模農家内またはその近くに存在する保護価値の高いものの存在と状態を評価、特定、記録する。注 ■ 4.5.6.2 指標2: 希少種、脅威種、絶滅危惧種(RTE)が存在する場合、管理計画が確立され、効果的に実施され、以下を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ■ a) 種の保護に関するあらゆる法的要件が満たされていることを保証すること。【中途略】 ■ d) 希少種、絶滅危惧種、または危機に瀕した種の野生個体群を維持するための対策を講じる。 ■ 4.5.6.4 指標4: 組織は、小作人・メンバーがHCV地域の重要性を認識・理解していることを確認すること。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2	MSPO Part4-1	
環境	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。(5.2) ■ 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されているHCV地域で、新たな作付けをしていない。(7.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.1.2.1 指標1:新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。 ■ a) 2019年12月31日以降、自然林、保護区、保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。 ■ 4.5.6 ■ 基準6: 生物多様性 ■ 植林地で情報が収集され、HCVのアプローチと関連する地方自治体の要求に従って、種や生息地の保護のために適切な措置が取られていること。 ■ 4.5.6.1 ■ 指標1: 独立した小規模農家や労働者は、懸念される種や生息地について認識していること。保護主とその生息地の情報は、森林局、森林研究機関、野生生物局等の関連政府機関から入手しうる。注 ■ 4.5.6.2 指標2: アセスメントの結果が管理計画に組み込まれていること。 ■ 4.5.6.4 ■ 指標4: 希少種、絶滅危惧種、または保護価値の高い種が存在する場合、以下を実施するものとする。 ■ d) 希少種、絶滅危惧種、絶滅の危機にある種の野生個体群を維持するために、河岸地域、未植地、その他の保留地を充実させるなどの対策を講じること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5.1.2.1 指標1:新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。 ■ a)2019年12月31日以降、自然林、保護区、保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。 ■ 5.5.6 ■ 基準6: 生物多様性 ■ 植林地で情報が収集され、HCVのアプローチと関連する地方自治体の要求に従って、種や生息地の保護のために適切な措置が取られていること。 ■ 5.5.6.1 ■ 指標1: 独立した小規模農家や労働者は、懸念される種や生息地について認識していること。保護主とその生息地の情報は、森林局、森林研究機関、野生生物局等の関連政府機関から入手しうる。注 ■ 5.5.6.2 指標2: 希少種、絶滅危惧種、または保護価値の高い種が存在する場合、管理計画を確立し、効果的に実施する。また以下を含むものとする。 ■ d) 希少種、絶滅危惧種、絶滅の危機にある種の野生個体群を維持するために、河岸地域、未植地、その他の保留地を充実させるなどの対策を講じる。 ■ 5.5.6.3 指標3: 組織は、高保護価値の状態の変化を評価するために定期的なモニタリングが行われていることを実証し、その効果的な保護を確保するために管理計画を適応させなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5.1.2.1 指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。 ■ a) 2019年12月31日以降、自然林、保護区、保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。 ■ 5.5.6 ■ 基準6: 高い保護価値 ■ 事業所の周辺で情報を収集し、種や生息地の保護のために、HCVの考え方や関連する地方自治体の要求に従った適切な措置が講じられていること。 ■ 5.5.6.1 ■ 指標1: 組織は利害関係者との関わりを通じて、組織内または組織の近くに存在する保護価値の高いものの存在と状態を評価、特定、記録する。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2
社会・労働	事業者による土地権利の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者が事業実施に必要な土地権利を確保していることを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.3.2.1 指標1: 独立した小農が自分の所有地に対する権利を証明し、大規模な土地紛争の証拠がないこと。 ■ 4.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合弁契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、必要に応じて関連する利害関係者に提供されるものとする。 ■ 4.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合には、土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償。これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)を得て受け入れられたものでなければならず、関連する利害関係者に提供されるものとする。 ■ 4.3.2.4 指標4: 法的境界線マーカーが明確に区分けされ、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動が土地に対する他者の権利を減殺しないことを保証する。 ■ 4.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合弁契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、必要に応じて関連する利害関係者に提供されるものとする。 ■ 4.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合には、土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償。これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)を得て受け入れられたものでなければならず、関連する利害関係者に提供されるものとする。 ■ 4.3.2.4 指標4: 法的境界線マーカーが明確に区分けされ、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地所有権は明示され、法的又は慣習的な使用権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2) ■ 地域住民が法的又は慣習的な使用権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6) ■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地権利によって、他の土地使用者の法的又は慣習的な使用権を損ねてはならない。(2.3) 		

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2	MSPO Part4-1
社会・労働	事業者による土地権利の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が事業実施に必要な土地権利を確保していることを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> 4.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動が土地に対する他者の権利を減殺しないことを保証する。 4.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合弁契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、必要に応じて関連する利害関係者に提供されるものとする。 4.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合には、土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償。これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)を得て受け入れられたものでなければならず、関連する利害関係者に提供されるものとする。 4.3.2.4 指標4: 法的境界線マーカーが明確に区分けされ、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動が土地に対する他者の権利を減殺しないことを保証する。 5.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合弁契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、必要に応じて関連する利害関係者に提供されるものとする。 5.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合には、土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償。これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)を得て受け入れられたものでなければならず、関連する利害関係者に提供されるものとする。 5.3.2.4 指標4: 法的境界線マーカーが明確に区分けされ、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動が土地に対する他者の権利を減殺しないことを保証する。 5.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合弁契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、必要に応じて関連する利害関係者に提供されるものとする。 5.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合には、土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償。これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)で受け入れられたものでなければならず、関連する利害関係者に提供されるものとする。 5.3.2.4 指標4: 法的境界線マーカーが明確に区分けされ、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。
		<ul style="list-style-type: none"> 土地権利は明示され、法的又は慣習的な権利を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2) 地域住民が法的又は慣習的な権利を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6) FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地権利によって、他の土地使用者の法的又は慣習的な権利を損ねてはならない。(2.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 土地権利は明示され、法的又は慣習的な権利を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2) 地域住民が法的又は慣習的な権利を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6) FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地権利によって、他の土地使用者の法的又は慣習的な権利を損ねてはならない。(2.3) 	<ul style="list-style-type: none"> 5.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動が土地に対する他者の権利を減殺しないことを保証する。 5.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合弁契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、必要に応じて関連する利害関係者に提供されるものとする。 5.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合には、土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償。これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)を得て受け入れられたものでなければならず、関連する利害関係者に提供されるものとする。 5.3.2.4 指標4: 法的境界線マーカーが明確に区分けされ、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動が土地に対する他者の権利を減殺しないことを保証する。 5.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合弁契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、必要に応じて関連する利害関係者に提供されるものとする。 5.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合には、土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償。これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)で受け入れられたものでなければならず、関連する利害関係者に提供されるものとする。 5.3.2.4 指標4: 法的境界線マーカーが明確に区分けされ、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）（続き）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2	MSPO Part4-1
社会・労働	児童労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働及び強制労働がないことを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.3 基準3:雇用条件 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。 b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。 4.4.3.5 指標5: 児童を雇用または搾取してはならない。若年者の労働は、家族経営の農場において、大人の監督下で、教育の妨げにならない場合に許容される。また、危険な労働条件にさらされてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.3 基準3:雇用条件 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。 b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。 4.4.3.10 指標10: 児童を雇用または搾取してはならない。若年者の労働は、大人の監督下で、かつ教育の妨げにならない場合に許容される。また、危険な労働条件にさらされてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.3 基準3:雇用条件 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。 b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。 4.4.3.10 指標10: 児童を雇用または搾取してはならない。若年者の労働は、家族経営の農場において、大人の監督下で、教育の妨げにならない場合に許容される。また、危険な労働条件にさらされてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.4.3 基準3:雇用条件 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。 b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。 5.4.3.10 指標10: 児童を雇用または搾取してはならない。若年者の労働は、大人の監督下で、また教育の妨げにならない場合に許容される。また、危険な労働条件にさらされてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.4.3 基準3:雇用条件 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。 b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。 5.4.3.10 指標10: 児童を雇用または搾取してはならない。若年者の労働は、大人の監督下で、また教育の妨げにならない場合に許容される。また、危険な労働条件にさらされてはならない。
	強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働及び強制労働がないことを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.3 基準3:雇用条件 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。 b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.3 基準3:雇用条件 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。 b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.3 基準3:雇用条件 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。 b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.4.3 基準3:雇用条件 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。 b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.4.3 基準3:雇用条件 組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。 b) 強制労働や人身売買、児童労働を行わない。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）（続き）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2	MSPO Part4-1	
社会・労働	健康・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の健康と安全を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。(4.7) 農業は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(4.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.2 <ul style="list-style-type: none"> 基準2: 従業員の安全と健康 組織的な活動が評価され、法的要件に沿って労働安全衛生上のリスクを軽減するための計画が策定されていること。 4.4.2.1 <ul style="list-style-type: none"> 指標 1: 独立した小規模農家は全ての職場と業務が安全であることを実証する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.2 <ul style="list-style-type: none"> 基準2: 従業員の安全と健康 組織活動が評価され、法的要求事項に沿って、労働安全衛生上のリスクを軽減するための計画が策定されていること。 4.4.2.1 <ul style="list-style-type: none"> 指標 1: 労働安全衛生方針および計画が確立され、伝達され、実施されるものとする。 4.4.2.3 <ul style="list-style-type: none"> 指標3: 労働・安全・健康の記録が維持されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.2 <ul style="list-style-type: none"> 基準2: 従業員の安全と健康 組織活動が評価され、法的要求事項に沿って、労働安全衛生上のリスクを軽減するための計画が策定されていること。 4.4.2.1 <ul style="list-style-type: none"> 指標 1: 労働安全衛生方針および計画が確立され、伝達され、実施されるものとする。 4.4.2.3 <ul style="list-style-type: none"> 指標3: 労働・安全・健康の記録が維持されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.4.2 <ul style="list-style-type: none"> 基準2: 従業員の安全と健康 組織活動は、労働安全衛生法(1994年)、工場・機械法(1967年)、農業法(1974年)、石油(安全対策)法(1984年)を含む(ただしこれらに限定されない)法律上の要求事項および法律に基づく規制に準拠して、労働安全衛生リスクの発生ゼロを達成するために評価され、計画が策定されなければならない。 雇用主は、リスクのあるすべての従業員の労働安全衛生リスクの発生をゼロにするという目的を達成するために、労働安全衛生教育および情報を提供しなければならない。 5.4.2.1 <ul style="list-style-type: none"> 指標 1: 労働安全衛生方針および計画が確立され、伝達され、実施されるものとする。 5.4.2.3 <ul style="list-style-type: none"> 指標3: 労働・安全・健康の記録が維持されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.4.2 <ul style="list-style-type: none"> 基準2: 従業員の安全と健康 組織活動は、1994年労働安全衛生法および1967年工場・機械法を含むが、これに限定されない法的要求事項に沿って、労働安全衛生リスクを軽減するために評価され、計画が策定されなければならない。 5.4.2.1 <ul style="list-style-type: none"> 指標 1: 労働安全衛生方針および計画が確立され、伝達され、実施されるものとする。 5.4.2.3 <ul style="list-style-type: none"> 指標3: 労働・安全・健康の記録が維持されていること。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）（続き）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2	MSPO Part4-1	
社会・労働	労働者の団結権・団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.6) 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.3.11指標11: <ul style="list-style-type: none"> 組織は、適用される法令に従い、すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重し労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。 従業員は、労働条件について組織化し交渉する権利を有する。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.4.3.11指標11: <ul style="list-style-type: none"> 組織は、適用される法令に従い、すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重し、労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。 従業員は、労働条件について組織化し、交渉する権利を有する。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.4.3.11指標11: <ul style="list-style-type: none"> 組織は、適用される法令に従い、すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重し、労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。 従業員は、労働条件について組織化し、交渉する権利を有する。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.4.3.11指標11: <ul style="list-style-type: none"> 組織は、適用される法令に従い、すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重し、労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。 従業員は、労働条件について組織化し、交渉する権利を有する。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（ガバナンス）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2	MSPO Part4-1
ガバナンス	法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。 (2.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 4.3.1.2 指標2: 独立した小規模農家は、地域、州、国、批准された国際的な法律や規制を含む、特定された法的要件の遵守を監視する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.3.1.2 指標2: 地域、州、国、批准された国際的な法律及び規制を含む、特定された法的要件の遵守を監視する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.3.1.2 指標2: 独立した小規模農家は、地域、州、国、批准された国際的な法律や規制を含む、特定された法的要件の遵守を監視する。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.3.1.2 指標2: 独立した小規模農家は、地域、州、国、批准された国際的な法律や規制を含む、特定された法的要件の遵守を監視する。
	情報提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。 	<ul style="list-style-type: none"> オイルパーム生産者と搾油工場は、RSPO 基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。(1.1) 	<ul style="list-style-type: none"> 4.1.1.2 指標2: 継続的な改善は、新しい情報や技術だけでなく、主な社会的・環境的の影響を考慮に基づいた継続的な改善をする。そして、この情報を関連する全従業員に広めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.1.1.2 指標2: 継続的な改善は、新しい情報や技術だけでなく、主な社会的・環境的の影響を考慮に基づいた継続的な改善をする。そして、この情報を関連する全従業員に広めるものとする。 4.2.1.4 指標4: 組織は、関連するステークホルダーが要求する情報を提供するものとし、経営文書は、商業上の守秘義務や環境または社会に悪影響を及ぼす可能性のある開示によって制限されるものを除き、一般に公開されるものとする。情報と文書は、適切な言語と形態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 4.1.1.2 指標2: 継続的な改善は、新しい情報や技術だけでなく、主な社会的・環境的の影響を考慮に基づいた継続的な改善をする。そして、この情報を関連する全従業員に広めるものとする。 4.2.1.4 指標4: 組織は、関連するステークホルダーが要求する情報を提供するものとし、経営文書は、商業上の守秘義務や環境または社会に悪影響を及ぼす可能性のある開示によって制限されるものを除き、一般に公開されるものとする。情報と文書は、適切な言語と形態であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 5.1.1.2 指標2: 継続的な改善は、新しい情報や技術だけでなく、主な社会的・環境的の影響を考慮に基づいた継続的な改善をする。そして、この情報を関連する全従業員に広めるものとする。 5.2.1.4 指標4: 組織は、関連するステークホルダーが要求する情報を提供するものとし、経営文書は、商業上の守秘義務や環境または社会に悪影響を及ぼす可能性のある開示によって制限されるものを除き、一般に公開されるものとする。情報と文書は、適切な言語と形態であること。

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、
MSPO: MS 2530-2-1:20XX、MS 2530-2-2:20XX、MS2530-3-1:20XX、MS 2530:PART3-2:20XX、MS 2530:PART 4-1:20XX (2020年)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較 (ガバナンス) (続き)

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2	MSPO Part4-1	
ガ バ ナ ン ス	認証の更 新・取消	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認証は5年間で有効、期限前に再評価を受けることが必要。 ■ 毎年の年次監査を受ける必要がある。 ■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。 ■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 ■ 年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.1.9基準9:内部監査 ■ MSPOの要求事項及び組織自身のMSPOに対する要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、毎年実施されていること。 ■ 4.1.9.1 指標1: 監査の計画、実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。 ■ 4.1.9.2指標2: 提起された各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定する。 ■ 4.1.10 基準 10: マネジメントレビュー ■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.1.9基準9:内部監査 ■ MSPOの要求事項及び組織自身のMSPOに対する要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、毎年実施されていること。 ■ 4.1.9.1 指標1: 監査の計画、実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。 ■ 4.1.9.2指標2: 提起された各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定する。 ■ 4.1.10 基準 10: マネジメントレビュー ■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4.1.9基準9:内部監査 ■ MSPOの要求事項及び組織自身のMSPOに対する要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、毎年実施されていること。 ■ 4.1.9.1 指標1: 監査の計画、実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。 ■ 4.1.9.2指標2: 提起された各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定する。 ■ 4.1.10 基準 10: マネジメントレビュー ■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5.1.9基準9:内部監査 ■ MSPOの要求事項及び組織自身のMSPOに対する要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、毎年実施されていること。 ■ 5.1.9.1 指標1: 監査の計画、実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。 ■ 5.1.9.2指標2: 提起された各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定する。 ■ 5.1.10 基準 10: マネジメントレビュー ■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5.1.9基準9:内部監査 ■ MSPOの要求事項及び組織自身のMSPOに対する要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、毎年実施されていること。 ■ 5.1.9.1 指標1: 監査の計画、実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。 ■ 5.1.9.2指標2: 提起された各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定する。 ■ 5.1.10 基準 10: マネジメントレビュー ■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。
		<p>「MSPO認証スキームおよびその実施の取り決め(MSPOCS01)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 7.12アブラヤシ管理認証およびサプライチェーン認証の場合、認証の有効期間は5年。ACBIは証明書の発行日から12か月以内、ただし証明書の発行日から9か月以内に最初の年次サーベイランス監査を実施。その後の年次サーベイランス監査は、証明書の有効期限から12か月以内に実施されるものとするが、有効期限から9か月以内に実施する必要がある。 ■ 認証機関(CBI)は、クライアントが管理システムの有効性を含む認証要件を永続的かつ深刻に満たせない場合、必要な頻度で監視または再認証監査の実施を許可しない場合、自発的に停止を要求する場合、認証を一時停止する。一時停止中、クライアントの管理システム認証は一時的に無効となる。 ■ CBIは、一時停止の原因となった問題が解決された場合、一時停止された認証を復元するものとする。CBIによって定められた期間内に停止に至った問題を解決しなかった場合、認証が取り消されるか縮小される。なお、ほとんどの場合停止は6か月を超えることはない。 						

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:20XX、MS2530-3-1:20XX、MS 2530:PART3-2:20XX、MS 2530:PART 4-1:20XX (2020年)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（サプライチェーン認証）

	評価基準	RSPO 2013	MSPO (Part2-3共通)	MSPO (Part4-1)
サプライチェーンの担保	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> IP SG MB B&C 	<ul style="list-style-type: none"> SG MB 	未策定

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（認証審査の第三者性）

	評価基準	RSPO 2013	MSPO (Part2-4共通)
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関(Certification Body)は認定機関(Accreditation Body)により認定される。 認定機関はASI(Assurance Services International)。 	<p>「マレーシアの持続可能なパーム油認証制度とその実施」</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.1認証を実施する認証機関(CB)は国家認定機関であり、国際認定フォーラム(IAF)のメンバーであるスタンダードマレーシアによって認定される。
	認証付与の最終意思決定	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関が監査(audit)を行い、監査報告書を作成し独立した審査官(peer reviewer)に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。 	<ul style="list-style-type: none"> 7.8認証に関する決定は、監査に参加しなかった認定認証機関(ACB)の代表者によって行われるものとする。決定は、書面による監査報告書に基づき、ISO/IEC17021およびISO/IEC 17065に概説されておりに行われるものとする。 CBは認証申請を受け取り処理する。CBは監査を実施しプランテーション管理のためのMSPO証明書またはサプライチェーンのための証明書を授与する決定を下す。
	第三者認証スキームの中立性・組織的な担保	認定機関のISO17011への適合及びISO17011に適合した認定スキームの整備	<ul style="list-style-type: none"> ASI(Assurance Services International)ISO17011に適合。 ASIの認定スキームに基づく認証機関の認定実績多数。

(出所)

RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)

RSPOウェブサイト(<https://rspo.org/certification/bodies>)

MSPO: MS 2530-2-1:20XX, MS 2530-2-2:20XX, MS2530-3-1:20XX, MS 2530:PART3-2:20XX, MS 2530:PART 4-1:20XX(2020年)

農産資源認証協議会の認証制度について

評価基準		RSPO 2013	農産資源認証協議会の認証制度	
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	<ul style="list-style-type: none"> 農園の開発にあたり、2005年11月以降に、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定された HCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。(指標 7.3.1) 	<対象外>
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標 7.4.1) 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。(指標 7.4.2) 	<対象外>
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス(GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。(5.6) 新たな農園開発は、GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。(7.8) 	<ul style="list-style-type: none"> 申請組織は、要求事項に定められた算定範囲(バウンダリー)においてGHG 排出量の算定を行わなければならない。(要求事項(申請組織)4.1.) 申請組織は、PKS 第三者認証準備委員会が認めた以下のワークシート等に基づき GHG を算定しなければならない。 1) JIA「LCAワークシート(PKS)」2020年 6月 15日(要求事項(申請組織)4.2.) 申請組織は、GHGを含む汚染と排出の削減計画を策定、実施および監視しなければならない。申請者はGHG排出量を最小限に留めるように計画しなければならない。策定した計画は文書化し、実施した結果は記録として管理しなければならない。(要求事項(申請組織)4.3.)
	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する 	<ul style="list-style-type: none"> 希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。(5.2) 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV地域で、新たな作付けをしていない。(7.3) 	<対象外>

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、農産資源認証協議会の認証制度の比較（社会・労働）

評価基準		RSPO 2013	農産資源認証協議会の認証制度	
社会・労働	事業者による 土地所有権の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して関連する法律を順守する文書化した手順を策定および提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。(申請組織)1.2.1) 1)土地の所有権は明示され、法的または慣習的な所有権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(申請組織)1.2.2) 2)地域住民が法的または慣習的な所有権を有していることが明示される場合、FPICの実施および交渉による合意があるという前提のもと、土地所得や権利放棄に対する補償が地元住民に対して行われている。(申請組織)1.2.2) 3)FPICを実施しない状況下で他の土地使用者の法的又は慣習的な所有権を損ねていない。(申請組織)1.2.1) 申請組織は、購入する材が許容できない供給源を由来としたものでないことを確認しなければならない。(PKSデューデリジェンスシステム要求事項3.2) 1) 違法に開発された植栽エリア 評価対象地域において、植栽エリア開発関連法等に順守していること 2) 伝統的権利及び人権を侵害している植栽エリア 評価対象地域において、権利の侵害が起きていないこと 	
	児童労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働及び強制労働がないことを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の雇用又は搾取を行わない。(6.7) 	<ul style="list-style-type: none"> 4)児童の雇用及び搾取を行っていない。(申請組織)1.2.2.) 申請組織は、購入する材が許容できない供給源を由来としたものでないことを確認しなければならない。(PKSデューデリジェンスシステム要求事項3.2) 2) 伝統的権利及び人権を侵害している植栽エリア 評価対象地域において、児童労働が行われていないこと
	強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> 児童労働及び強制労働がないことを証明する 	<ul style="list-style-type: none"> 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。(6.12) 	<ul style="list-style-type: none"> 5)強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行っていない。(申請組織)1.2.2)
	健康・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の健康と安全を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。(4.7) 農業は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(4.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 6)業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施されている。(申請組織)1.2.2)
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.6) 	<ul style="list-style-type: none"> 7)雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重している。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進している。(申請組織)1.2.2)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、農産資源認証協議会の認証制度の比較（ガバナンス）

評価基準		RSPO 2013	農産資源認証協議会の認証制度
ガバナンス	法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して関連する法律を順守する文書化した手順を策定および提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。(要求事項(申請組織)1.2.1)
	情報提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> 認証取得事業者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請組織は、当該認証制度に関する環境的、社会的および法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供しなければならない。この提供は意思決定への実行的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行わなければならない。(要求事項(申請組織)1.3)
	認証の更新・取消	<ul style="list-style-type: none"> 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証は5年間有効、期限前に再評価を受けることが必要。 毎年の年次監査を受ける必要がある。 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。 年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消となる。

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)

PKS第三者認証創設準備委員会「PKS認証制度:要求事項(申請組織)初版」「PKSデューデリジェンスシステム要求事項 初版」

「PKS 認証制度:要求事項(第三者審査機関)初版」(全て2020年)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、農産資源認証協議会の認証制度の比較（サプライチェーン認証）

評価基準	RSPO 2013	農産資源認証協議会の認証制度
サプライチェーンの担保	<ul style="list-style-type: none"> IP SG MB B&C 	申請組織は、管理対象組織が SGに基づいて分別管理を行うことを確実にし 、SG以外の分別管理方法を採用してはならない。（要求事項（申請組織）2.3.）

（出所）PKS第三者認証創設準備委員会「PKS認証制度：要求事項（申請組織）初版」（2020年）（2.2）

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、PKS認証制度基準の比較（認証審査の第三者性）

評価基準	RSPO 2013	農産資源認証協議会の認証制度	
認証における第三者性の担保	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関(Certification Body)は認定機関(Accreditation Body)により認定される。 認定機関はASI(Assurance Services International)。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者審査機関の資格 当該規格の審査を実施する第三者審査機関は、以下の基準を満たさなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 1) ISO/IEC17065:2012「適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の要求事項を満たし、PKS第三者認証者創設準備委員会が定めるIAF(国際認定フォーラム)メンバーの認定機関により認定された認証機関であること。 2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成28年6月3日公布(平成28年法律第59号)改正)に基づく木質バイオマス燃料の認定を3年以上行っているか、同等の経験を有すること 3)前項1)の認定機関がPKS第三者認証創設準備委員会により定められるまでの期間は「PKS第三者認証創設準備委員会」に認定されている認証機関とする。前項)の基準を満たした認証機関が認定された時、本項の要求事項は失効する。 4)PKS第三者認証創設準備委員会は、前項1)の認定機関を本規格発行の日から2年以内に定めなければならない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関が監査(audit)を行い、監査報告書を作成し独立した審査官(peer reviewer)に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証付与の最終決定は第三者審査機関が行う。(PKS第三者認証創設準備委員会への問合せに対する回答より) 第三者審査機関は3年間有効な認証書を発行しなければならない。認証書には少なくとも下記が記載されていなければならない。(要求事項(第三者審査機関)4.3) <ul style="list-style-type: none"> 1)申請組織名 2)認証日および認証期限 3)適合性企画名 4)認証範囲 5)認証番号 6)第三者審査機関名
	<ul style="list-style-type: none"> 第三者認証スキームの中立的・組織的な担保 	<ul style="list-style-type: none"> ASI(Assurance Services International)ISO17011に適合。 ASIの認定スキームに基づく認証機関の認定実績多数。 	<ul style="list-style-type: none"> IAF(国際認定フォーラム)メンバーはISO17011に適合。 具体的な認定機関の指定及び認定スキームの整備は今後を予定。

（出所）RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」（2017年）、RSPOウェブサイト(<https://rspo.org/certification/bodies>)
PKS第三者認証創設準備委員会「PKS認証制度：要求事項（申請組織）初版」「PKS 認証制度：要求事項（第三者審査機関）初版」（全て2020年）